

生食輸発0219第1号
平成28年2月19日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部
監視安全課輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(イタリア産うるち米及びトルコ産アーモンド加工品)

標記については、平成27年3月30日付け食安輸発0330第1号(最終改正:平成28年1月27日付け生食輸発0127第1号)にて通知したところです。

今般、輸入時のモニタリング検査において、イタリア産うるち精米からピリミホスメチルを検出したこと、また、輸入時の自主検査において、トルコ産アーモンド加工品からアフラトキシンを検出したことから、同通知の別表1を下記のとおり改正するので、御了知の上、関係業者へ周知方よろしく申し上げます。

記

1. イタリアの項中、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
うるち米(粉を含む。)		ピリミホスメチル	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.20ppm)を越えるピリミホスメチルが検出されるおそれがあるため。

を追加し、

2. 別表1中、

対象国・地域	製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
トルコ	アーモンド加工品（アーモンドを30%以上含有するものに限る。）		アフラトキシン	別表3によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	アフラトキシンを含有しているおそれがあるため。

を追加する。